

有効期間満了日 平成34年3月31日
熊交規第301号
平成30年4月16日

道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐（停）車可の交通規制に係る取扱いについて（通達）

見出しのことについては、別添「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐（停）車可の交通規制に係る取扱いについて」（平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号、以下「警察庁通達」という。）のとおり示された。

よって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、警察庁通達に記載の事項に配意の上、警察本部交通規制課と連携して適切に対応するなど、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐（停）車可の交通規制に係る取扱いについて」については、警察庁ホームページをご覧ください。